

(件名) 採石行政の適正な執行と行政手続法第36条の3に基づく処分等を求める陳情書

(陳情の趣旨)

鹿児島県(以下「県」という。)は、株式会社〇〇〇〇(以下「当該法人」という。)の採石業者登録に関する疑義があることを十分認識しながら、長期間にわたり監督処分権を行使しないで放置していることから下記の4項目について、県議会として調査をお願いします。

記

1. 当該法人は、県の採石業者登録簿に登録された本店(商業登記上の本店 鹿児島県奄美市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)及び採石業の事務所(商業登記上の本店と同じ)、さらには業務管理者(国家資格者)のいずれもが、不存在であることを確認していただきたい。

採石法(以下「法」という。)の規定では、県の採石業者登録簿に採石業者として登録されている者のみが岩石採取計画の認可申請ができますとあります。

当該法人は、この要件を満たしておらず、形骸化した実体のない採石業者登録であり、法に定められた採石業者登録の登録取消し事由が発生して、7年以上経過していますが、県は申請者適格を欠く当該法人の岩石採取計画認可申請について、繰り返し認可処分を行っています。

申請者適格を欠く者に対する認可処分は、県知事の裁量権を逸脱、又は濫用した行政処分です。

本来なら、行政手続法第7条の規定により、認可を拒否すべきです。

2. 業務管理者が存在しない岩石採取計画は、法第33条の4に定められている認可基準に抵触している事を確認していただきたい。

法は、「岩石採取に伴う災害の防止」のために災害防止の専門家・責任者たる業務管理者の採取計画作成への参画義務を定めています。

しかし前述したように、当該法人の申請書に記載されている業務管理者は実体のないものです。

したがって業務管理者による災害防止措置の妥当性や安全管理体制及び監督体制等の実効性について、専門的な検討がなされておらず極めて危険な採取計画であると言わざるを得ません。

当該法人の採取計画に対する認可処分は、集落住民の生命・財産の安全確保にとって看過できない問題で認可を拒否すべきです。

3. 県は、当該法人に対して長年にわたり認可処分を行っていたことは法的妥当性に欠けることを確認していただきたい。

県は、当該法人の採石業者としての登録取消し事由が発生していることを認識しながら、正当な理由なく長期間にわたり、登録の取消し等の措置を講じることなく放置し、法の定めた監督義務を懈怠していると言わざるを得ません。

4. 県は、当該法人の認可申請に対して、監督処分権を誠実に行使しておらず問題であることを確認していただきたい。

法は、岩石採取に伴う災害防止のために「採石業者登録制度」及び「岩石採取計画認可制度」を定めています。

しかし、県は当該法人の業者登録において、事務所設置や業務管理者が常駐していないの確認しており、取消し事由が発生してから7年以上経過しているにも関わらず何ら監督処分権を行使しないで放置しており、極めて問題であります。

なお、県知事には令和8年4月13日付で、行政手続法第36条の3の規定による「処分等の求め」申出書を提出済であることを付け加えておきます。

(署名簿141名分—省略)